

入 札 心 得 書

入札には下記のものを持参してください。

- (1) 委任状(代理人が入札に参加する場合)
- (2) 代理人の印鑑(代理人が入札に参加する場合)
- (3) 使用印鑑届又は写し
- (4) その他入札に必要なもの

入札に際しては、特に下記事項に留意のうえ入札を行うものとする。

記

1. 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）同施行令（昭和22年政令第16号）、松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号）その他関係法令を遵守し、設計書、仕様書、図面及び現場説明事項等を熟覧のうえ入札に臨むこと。
2. 入札参加者は、入札に際し、代理人を使用する場合には委任状（市が指定した様式）を提出（年間委任状を提出してある者にあつては、その年間委任状の写しの提示）しなければならない。なお委任状の代理人の氏名の横に当日代理人が使用する印鑑を押印していない委任状の受理はしない。
3. 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
4. 入札参加者およびその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人となることはできない。
5. 入札参加者は、指定の日時、場所に出頭し、持参した入札書（市が指定した様式）に必要な事項を記入したうえ記名押印するとともに封筒に入れ封印をし、入札執行者の指示に従い入札箱に投函すること。
6. 入札参加者は、いったん投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
7. 次の一に該当する入札は、無効とする。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - ② 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ③ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く）
 - ④ 記名、押印を欠く入札
 - ⑤ 金額を訂正した入札
 - ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑦ 明らかに連合であると認められる入札
 - ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
 - ⑨ 再度入札において、前回の最低入札金額を上回った入札
 - ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札
 - ⑪ 予定価格を事前公表している場合は予定価格を超える入札
8. 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合の再度入札は次のとおりとする。
 - ① 再度入札は、原則として1回とする。
 - ② 1回目の入札が無効となった者は、再度入札には参加できないものとする。
 - ③ 1回目の入札に参加しない者は、再度入札には参加できないものとする。

9. 落札者の決定は、入札を行った者のうち予定価格内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
10. 指名競争入札の参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。
11. 指名競争入札の参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に定めるところによりその旨を申し出るものとする。
 - ① 入札執行前であつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参すること。
 - ② 入札執行中であつては、入札を辞退する旨を明記した入札書を提出すること。この場合、原則として第2回目の入札書提出時のみとする。
12. 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
13. 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。
14. 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
15. 落札者は、契約締結に保証人を立てねばならない場合には、当該契約の履行に必要な資力、能力等を有する者とする。この場合市において保証人として不相当と認める場合には変更を求めることができるものとする。
16. 入札をした者は、入札後、入札心得、設計書、仕様書、図面及び現場説明事項等についての不明を理由として異議を申し出ることはいできない。
17. 入札参加者が1人である場合においては、原則として入札を中止する。
18. 入札の執行は市の都合により延期又は取消すことがある。この場合、入札参加者において損害を受けることがあっても市はその賠償の責を負わないものとする。
19. 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等（指名通知後、入札参加者として不適格と認められるような結果になった場合も含む）の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者において損害を受けることがあっても市は、その賠償の責を負わないものとする。
20. 物品供給契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合においては、契約金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は次の事項について直ちに届出ること。
 - ① 単体の場合
課税事業者であるか又は免税事業者である旨
 - ② 共同企業体の場合
各構成員について課税事業者であるか又は免税事業者である旨及び各構成員の出資割合